

土浦応援団実施要領

(目的)

第1条 この要領は、土浦市（以下単に「市」という。）に関する情報を自らのSNSで発信する者を会員登録し、組織的、効果的かつ効率的に市の情報発信をする土浦応援団について必要な事項を定めることにより、もって市の魅力度向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 本要領の規程を遵守し、登録を申請し、かつ、市の承認を受けたものをいう。
- (2) SNS X、フェイスブック、インスタグラム、各種動画サイトその他ハッシュタグをつけることができるインターネットサービスをいう。
- (3) ハッシュタグ SNSにおいて投稿を分類し、特定のトピックやイベント等をSNSユーザーが用意に閲覧できるようにするための投稿に関する措置をいう。

(会員の職務等)

第3条 土浦応援団の会員の職務は、自らが保有する電子機器及びSNSアカウント等により、次に掲げる市に関する好意的な情報を発信することとする。

- (1) 市内で開催されるイベント（各種団体、民間、NPOの主催等を含む。）に関すること。
- (2) 市内の飲食店に関すること。
- (3) 市内の商業店舗に関すること。
- (4) 市内のスポットに関すること。
- (5) 市に関連する市外の商業店舗、スポット等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の魅力度向上に寄与する情報に関すること。

2 土浦応援団の会員のSNSの投稿には、ハッシュタグとして、必ず「土浦応援団」をつけることとする。

3 土浦応援団の会員の報酬は、無償とする。

(登録申請)

第4条 土浦応援団に登録しようとするものは、土浦応援団登録申請書（様

式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録を承認し、土浦応援団登録者名簿(様式第2号)に当該申請者を登録するものとする。

(登録の変更)

第5条 会員は、前条第1項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、土浦応援団登録変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出るものとする。

(会員の禁止行為)

第6条 会員は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 市及び他の会員又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為
- (4) 市及び他の会員又は第三者を誹ぼう又は中傷する行為
- (5) 市及び他の会員又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動又はこれに類似する行為
- (7) 政治活動、布教活動又はこれらに類似する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為

(会員の登録の取消し)

第7条 市長は、会員に次に掲げる行為があったときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 前条各号に掲げる禁止行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不正と認める行為

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該会員の登録を抹消しなければならない。

(登録廃止)

第8条 会員は、登録を廃止しようとするときは、土浦応援団登録廃止届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項に規定する廃止届の提出があったときは、当該会員の登録を廃止するものとする。

(費用負担)

第9条 土浦応援団の会員としての活動に必要な機器の導入費用、インターネットへの接続に要する費用、情報発信に要する費用等は、会員の負

担とする。

(市の免責)

第10条 市は、理由のいかんを問わず、会員の投稿により会員又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第11条 土浦応援団に関して、市と会員との間に、訴訟の必要性が生じたときは、水戸地方裁判所土浦支部を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、土浦応援団に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

年 月 日

（届出先）土浦市長

申請者
住所
（氏名のふりがな ）
氏名
電話番号
メールアドレス

土浦応援団登録変更届

土浦応援団に係る会員の登録情報について変更がありましたので、土浦応援団実施要領第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 変更があった事項のみ記載してください。

項目	変更前	変更後

年 月 日

（届出先）土浦市長

申請者
住所
（氏名のふりがな ）
氏名
電話番号
メールアドレス

土浦応援団登録廃止届

土浦応援団の登録を廃止したいので、土浦応援団実施要領第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の理由	
-------	--